

# 昭和村立昭和中学校 いじめ防止基本方針

— 子どもが安心して楽しく学べる学校を目指して —

## I いじめ問題に関する基本的な考え

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての職員が日々実践していくことが重要である。

### 【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

【いじめ防止対策推進法より】

### いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

## 1 互いに良さを認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ①職員の何気ない言動が、子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることである。そのための研修も随時実施する必要もある。
- ②温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。
- ③授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒達を成長させる。また、職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒は大きく変化するものである。
- ④生徒の主体的ないじめ防止活動を推進し、生徒がいじめ問題を自分のこととして考えられる環境作りが必要である。また、その中心的役割を生徒会本部役員が担い、各学級等で自発的・自主的ないじめに対する考えや改善に向けた活動を推進する必要がある。具体的には、いじめ強化月間の設定、いじめ防止のための行動目標の設定をしていくことが考えられる。

## 2 豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成するポイントである。

### ①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

### ②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

## Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わるすべての職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

### 1 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立ち場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

## 2 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

## 3 いじめの態様・構造

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

	《 分類 》	《 抵触する可能性のある刑罰法規 》
ア	冷やかしかからかい、悪口や脅し、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ	仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
オ	金品をたかられる	恐喝
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損、器物損壊
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱、脅迫、児童ポルノ提供等

いじめは、単にいじめを受けている生徒（被害者）といじめをしている生徒（加害者）の関係だけで捉えることはできない。いじめは、『観衆』→周りではやしたてる生徒。『傍観者』→見て見ぬふりをする生徒。などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響する。

## 4 早期発見の手だて

### ① 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

### ② 観察の視点

成長の発達段階からみると、小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

### ③ 生活ノートを活用

生徒に生活ノートを書かせ担任と生徒が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問などを実施し、迅速に対応する。

#### ④教育相談

日常の生活の中での職員の声かけなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

本校では、定期的に教育相談委員会を開催し、生徒の情報交換や指導の方向性・対応等を検討している。今後、スクールカウンセラーと協力して計画面談などを実施するなど相談体制を整備することも考えていく必要がある。

#### ⑤いじめアンケートの実施

毎月1回はアンケートを実施する。また、状況に応じて随時実施することにする。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮して実施する。アンケートはあくまでも発見の手だてのひとつである。上手に活用していくことが重要である。

### 5 相談しやすい環境づくり

生徒が、職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

#### ①本人からの訴え

心身の安全を保証する。日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。事実関係や気持ちを傾聴する。「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。 ※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

#### ②周りの生徒からの訴え

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

#### ③保護者からの訴え

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

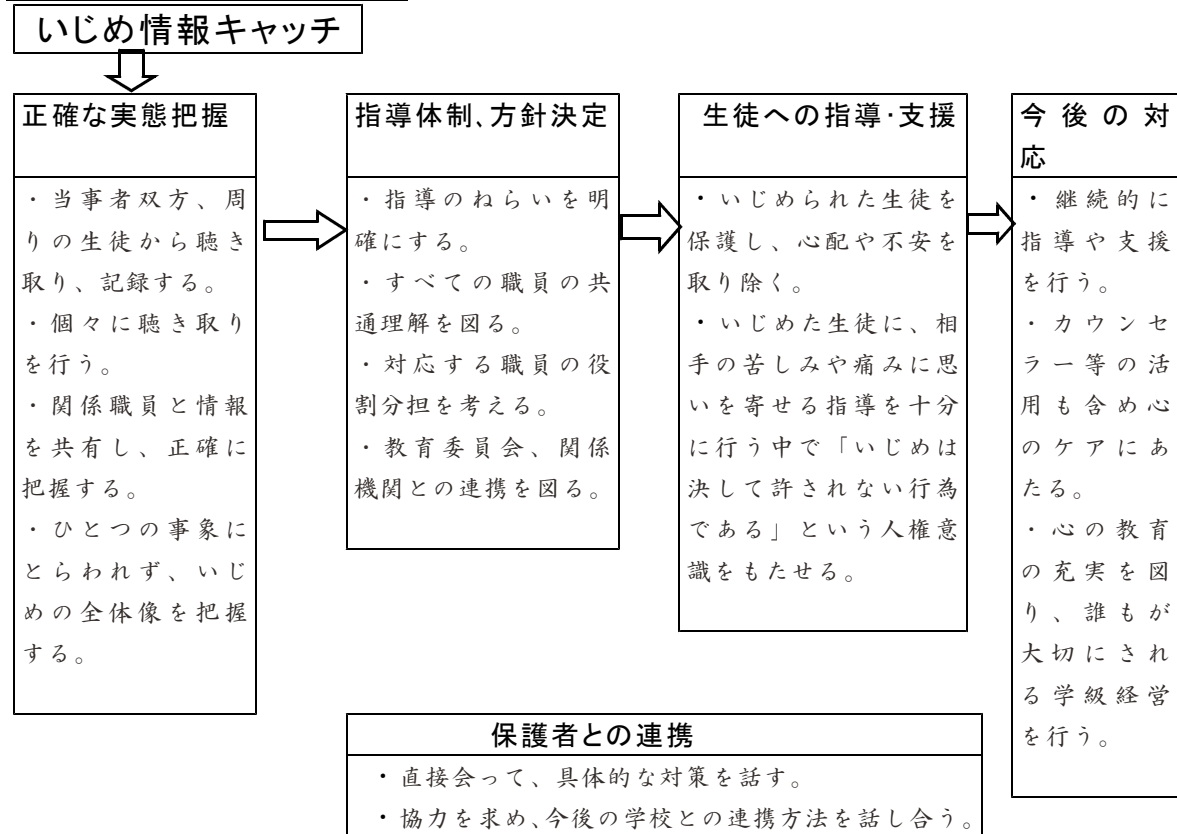
問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところなど、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

## IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

## 1 いじめ対応の基本的な流れ



### 把握すべき情報例

- ◆ 誰が誰をいじているのか? ..... 【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか? ..... 【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? ..... 【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か? ..... 【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか? ..... 【期間】

## 2 いじめが起きた場合の対応

### ① いじめられた生徒に対して

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### ② いじめられた生徒の保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

### ③ いじめた生徒に対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### ④いじめた生徒の保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考える。

#### ⑤周りの生徒に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### ⑥継続した指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールや書き込み等を見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要になる。

### 1 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

#### ①未然防止の観点から

- ・ 生徒たちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

## ②早期発見の観点から

- ・家庭では、メールや書き込みなどを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

## ③生徒に理解させるポイント

- ・インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

〈チェーンメールの対応〉

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

〈指導のポイント〉

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

## VI いじめ問題に取り組む体制

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための予防的な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組をするため、まず職員全員でいじめ防止についての共通理解を図り、学校全体で足並みを揃えていじめ対策を行う。また、いじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を必要に応じて設置し、そのチームを中心として、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開していく。

### 1 いじめ対策委員会

いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、いじめ対策主任（生徒会顧問）、学年主任、生徒指導主事（生徒指導部）、人権主任、担任を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を担う。

〈構成員〉

校長、教頭、いじめ対策主任（生徒会顧問）、学年主任、人権主任、生徒指導主事（生徒指導部）、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

①いじめ事案の発生時は、緊急でいじめ対策委員会を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

②いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については、職員会議において報告し、周知徹底を図る。

③いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。

④計画を作成するにあたっては、職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

## 2 いじめ発生の場合の組織的対応について

いじめを認知した場合は、職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

いじめの情報が入ってから学校の方針が決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日の内に対応することを基本とする。

## VII 関係機関

- 1 昭和村教育委員会との連携
  - ・子どもいじめ防止会議の開催
- 2 昭和村内3小学校との連携
  - ・昭和村教育研究会小中連携部会での情報交換
  - ・指導カルテの活用
- 3 沼田警察署との連携
  - ・スクールサポーター等との連携
  - ・学校警察連絡協議会での情報交換
  - ・いじめを想定した会議の開催及び緊急時対応の強化
  - ・児童生徒を対象とした講習会の実施
- 4 児童相談所との連携
  - ・サポート会議等の開催
  - ・児童相談所、福祉部局等との連携強化のための協議
- 5 いじめ防止活動に関わる連携
  - ・校長会、PTA連合会、青少年健全育成推進会議、子ども会育成連絡協議会
  - ・スポーツ少年団等と連携しての防止活動の推進